

基 発 0603 第 8 号
平成 28 年 6 月 3 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

確定拠出年金法等の一部を改正する法律（中小企業退職金共済法の一部改正関係）
の公布について

確定拠出年金法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 66 号。以下「改正法」という。）については、第 190 回通常国会において平成 28 年 5 月 24 日に成立し、本日公布されたところである（別紙）。

改正法のうち中小企業退職金共済法等の一部改正関係については、公布の日から起算して 2 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされており、施行に関しては、おって関係政省令が制定されることとなるが、改正法の主な内容は下記のとおりであるので、御了知の上、管内の自治体、経済団体等に対し中小企業退職金共済制度の趣旨について周知する等、制度の普及促進に引き続き一層の取組をお願いする。

記

第 1 改正の趣旨

労働者の就労形態の多様化や、会社合併等の事業再編の活発化といった最近の労働市場や企業活動の状況を踏まえ、職業生活の引退時等にまとまった退職金・企業年金を受け取ることができるよう、会社合併等の後も引き続き中小企業者である場合に、その合併等に伴う中小企業退職金共済制度と企業年金制度との間の資産移換を行うことを可能とする等の措置を講ずるものである。

第 2 改正の内容

1 確定拠出年金法の一部改正

企業型確定拠出年金（以下「企業型年金」という。）を実施する事業所に使用される企業型年金加入者が、当該事業所の合併等により、企業型年金の企業型年金加入者の資格を喪失した場合であって、当該合併等に係る事業主が、当該合併等により企業型年金加入者の資格を喪失した者を被共済者として退職金共済契約を締結するときは、当該事業主は、当該企業型年金加入者であった者の同意を得て、独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）への当該同意を得た者の個人別管理資産の移換を申し出ることができるものとする。 (第 54 条の 5 関係)

2 確定給付企業年金法の一部改正

確定給付企業年金を実施する事業所に使用される加入者が、当該事業所の合併等により、確定給付企業年金の加入者の資格を喪失した場合であって、当該合併等に係る事業主が、当該合併等により加入者の資格を喪失した者を被共済者として退職金共済契約を締結するときは、当該事業主は、当該加入者であった者の同意を得て、当該同意を得た者に係る積立金について、機構への移換を申し出ることができるものとする。 (第 82 条の 4 関係)

3 中小企業退職金共済法の一部改正

(1) 解約手当金に相当する額の移換に関する事項

共済契約者が合併等をした場合であって、退職金共済契約が解除された被共済者を加入者等とする確定給付企業年金又は企業型年金を実施するときは、機構は、当該共済契約者が当該被共済者の同意を得て行う申出に基づき、確定給付企業年金又は企業型年金へ解約手当金に相当する額の移換を行うことができるものとする。 (第 31 条の 4 関係)

(2) 上記 1 又は 2 により、確定給付企業年金又は企業型年金から積立金又は個人別管理資産の移換を受けた場合に機構が支給する退職金の額の算定方法のほか、所要の規定の整備を行うこと。 (第 31 条の 3、第 31 条の 4 関係)

第 3 施行期日

第 2 の 1、2 及び 3 については、公布の日から起算して 2 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。